



平成 25 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 富士通フロンテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 下島 文明  
(コード番号 6945 東証第 2 部)  
問い合わせ先 経営企画室長 豊美由喜夫  
(Tel 042-377-2544)

## 新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成25年7月29日開催の取締役会において、会社法第236条および第238条ならびに第240条の規定に基づき、当社取締役および経営執行役を対象とした新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することとし、具体的な募集事項を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を発行する理由

当社役員がより一層株主と利益意識を共有するとともに、業績向上および株価上昇に対するインセンティブを高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役、経営執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の名称

「富士通フロンテック株式会社第 6 回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」

##### (2) 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く） 5 名	151 個
当社経営執行役（取締役兼務経営執行役を除く） 14 名	199 個

##### (3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社取締役に対し当社普通株式 15,100 株、当社経営執行役に対し当社普通株式 19,900 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

#### (4) 新株予約権の総数

350 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は 100 株とする。（ただし、(1) に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

#### (5) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより以下の基礎数値に基づいて算出した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た金額とする。なお、取締役および経営執行役に対して新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬の請求権と新株予約権の払込金額を相殺する。

$$C = e^{-qt} S N(d_1) - e^{-rt} K N(d_2)$$

ただし、

$$d_1 = \frac{\ln(S/K) + (r - q + \sigma^2/2)t}{\sigma\sqrt{t}}, \quad d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1 株当たりの公正価額 (C)
- ② 株価 (S) : 平成25年 8 月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (K) : 1 円
- ④ 予想残存期間 (t) : 4.601年
- ⑤ 株価変動性 ( $\sigma$ ) : 4.601 年間（平成 21 年 1 月 6 日から平成 25 年 8 月 13 日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1 株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金16円（平成24年 9 月および平成25年 3 月の実績配当金））÷上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N(·))

#### (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### (7) 新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 8 月 14 日から平成 55 年 8 月 13 日までとする。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役および経営執行役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が(10)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
(10)に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
(11)に準じて決定する。

(13) 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

平成25年8月13日

以 上